

DOKIGAWA

リバーキーパーズ

RiverKeepers



つうしん

Vol.062(平成22年1月)

新年明けましておめでとうございます。初春の候、リバーキーパーズの皆様方におかれましても、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。新春とは申しながらまだ厳しい寒さが続いておりますが、風邪などには十分お気をつけ下さい。今年も皆様にご多幸ありますようお願い申し上げます。

今回は、「多自然川づくり」と「河川愛護モニターの募集」についてお知らせします。

土器川リバーキーパーズ通信は、皆様のご意見・ご質問に河川管理者としてお答えしていくものです。土器川に関して、気になっていること、わからないことなど、どしどしご意見をお寄せください。

キーワード：多自然川づくり



○概要

治水整備事業当初は、環境への配慮が少ない河道計画、画一的な低水護岸等を整備したため、河川特有の動植物の多様性が失われたことが大きな問題となりました。これに対して、自然環境や景観に配慮した、本来の河川環境を復元するために、現在、全ての河川で「多自然川づくり」の取り組みがなされています。

○定義

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川整備、管理を行うことをいいます。

○実施の経緯

平成2年に建設省(当時)河川局が「多自然型川づくり」の実施要領をとりまとめ、全国に通達したのが始まりです。当初はモデル事業として位置づけられ、代表的な河川において先進的な取り組みとして行われていました。自然石などを用いて低水護岸を行ったりするなど水際域の自然の復元から始まり、現在に至っては、瀬や淵の創出、河畔林等の河川空間への配慮、河川全体を視野に入れた川づくりまで、水際から流域へ視点の広がりを見せています。

平成9年に河川法が改正され、「河道は多自然川づくりを基本として計画する」ことが位置づけられました。現在では、多自然川づくりはすべての川づくりで実施されるようになってきました。

○多自然川づくりのポイント

「多自然川づくり」を実施する上での重要なポイントとしては、以下の通りです。

- ・河川の構造の多様性を回復させて、生物の生育環境を創出・保全する。
- ・川幅や河床幅に余裕を持たせ、河川空間の自由度を向上させる。
- ・周辺の地形との調和させ、空間の縦横断の連続性を保全回復する。

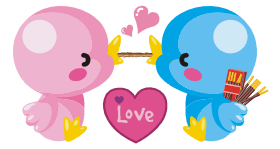


長尾地区 環境水制工
(河口より8.4k付近左岸)

土器川もこんな事に
注意しながら川づくり
しているんだね！



キーワード：河川愛護モニターの募集



【活動内容】

「河川愛護モニター」は、日常生活の範囲内で知り得た情報（地元の河川の利用や状況に関する要望、ごみ等の投棄、その他河川環境や利用の阻害となる事象など）を河川管理者に連絡（1ヶ月に1回）することを、主な任務とするものです。【※余暇時間等で活動できる範囲で結構です。】

※ 定期的に河川を巡視し、あるいは、ごみ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限はありません。

【応募資格】

土器川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、モニター活動が積極的に実行出来る満20歳以上の方で土器川の近隣に居住する方。（土器川よりおおむね5km以内）

【任期】

平成22年4月1日より1年間

【募集人員】

10名程度（丸亀市6名程度、まんのう町4名程度）

【手当】

4,500円／月程度

【応募方法等】

・応募用紙

平成22年1月29日（金）までに、応募用紙に必要事項記入の上、下記受付場所に郵送又は持参して下さい。（書類審査の結果より、採用者は追って連絡致します。）

・受付場所

香川河川国道事務所土器川出張所	〒763-0082	丸亀市土器町東7丁目150	TEL 0877-22-8318
丸亀市建設課	〒763-8501	丸亀市大手町2丁目3-1	TEL 0877-24-8813
まんのう町建設課	〒766-0022	仲多度郡まんのう町吉野下430	TEL 0877-73-0107

土器川のためにできることを一緒に考えてみませんか？

皆さんの積極的な御応募、お待ちしております！



○活動状況写真



土器川リバーキーパーズに関するお問合せは



国土交通省四国地方整備局
香川河川国道事務所 <http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/>

〒761-0104 高松市高松町2422-1
TEL:087-844-4315(計画課直通) FAX:087-843-2935

迎春

